別紙

諮問第1549号

答 申

### 1 審査会の結論

本件請求文書1については実績報告内訳書(様式5-2)を対象公文書として特定し、 改めて開示、非開示の決定を行うべきであるが、本件請求文書2について不存在を理由と して非開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。)に基づき、審査請求人が行った「公立小中学校事務共同実施支援事業で区市に補助金を交付しているが、それぞれの区市に交付している内容、内訳、予算、決算を示す27、28、29、30、元年、2年年度別の文書全て」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会が令和3年1月26日付けで行った本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

## 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求について、「公立小中学校事務共同実施支援事業に関する補助金の、各自治体への交付内訳が分かる27、28、29、30、元年、2年年度別の文書」を求めるものであることを確認し、対象となる文書のうち、平成27年度の文書(以下「本件請求文書1」という。)及び令和2年度の文書(以下「本件請求文書2」という。)については現に保有しておらず、存在しないとして本件非開示決定を行った。

#### 4 審査会の判断

### (1) 審議の経過

本件審査請求については、令和3年3月17日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和3年4月28日に実施機関から理由説明書を収受し、令和4年5月31日(第227回第一部会)から同年6月23日(第228回第一部会)まで、2回の審

議を行った。

## (2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明 書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

## ア 本件非開示決定について

東京都公立小中学校事務共同実施支援事業(以下「本件事業」という。)は、東京都公立小中学校における効率的な学校運営体制の実現及びOJT等を通した事務職員の計画的な人材育成等を目的とした公立小中学校事務の共同実施への取組を、実施機関である東京都教育委員会が支援する事業である。支援の内容は、共同実施の拠点となる学校において共同実施を行うために必要な経費を、東京都公立小中学校事務共同実施支援事業補助金(以下「補助金」という。)として交付するもので、毎年度、補助金交付要綱を定めて実施する。

実施機関は、補助金の交付を受けようとする区市町村から交付申請を受けたときは、その内容を審査した上で適正と認めるときは補助金の交付を決定し、区市町村に通知する。また、区市町村から実績報告書(様式5)、実績報告内訳書(様式5-2)等により実績報告を受けたときは、その内容を審査した上で交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書(様式6)及び額の確定内訳書(様式6-2)により区市町村に通知する。

本件開示請求について、実施機関は審査請求人に対して前記3のとおり確認を行ったことを踏まえ、上記の事務において区市町村に交付すべき補助金の額の内訳が分かる文書を対象に、平成27年度から令和2年度までにおける文書の有無を確認したところ、本件請求文書1及び2については現に保有しておらず、存在しないとして本件非開示決定を行ったものである。なお、平成28年度から令和元年度までについては、各年度の補助金の額の確定内訳書(様式6-2)を特定し、開示決定を行っている。

# イ 本件請求文書の不存在の妥当性について

## (ア) 本件請求文書1について

実施機関の説明によると、本件開示請求時に、本件事業に係る平成27年度分の補助金交付に関する文書を探索したところ、額の確定通知書(様式6)は存在したものの、額の確定内訳書(様式6-2)は存在しなかったことから、本件請求文書1について不存在を理由とする非開示決定を行ったとのことである。また、本件審査請求を受け、改めて平成27年度分の補助金に関する文書全体を探索したが、額の確定内訳書(様式6-2)は存在しなかったとのことである。

審査会が確認したところ、補助金の額の確定に係る事務処理について、平成27年度補助金交付要綱(平成27年10月7日教育長決定)16条は「知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告の内容が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、東京都公立小中学校共同実施支援事業補助金の額の確定通知書(様式6)により区市町村に通知する。」と規定しており、様式としては額の確定通知書(様式6)及び額の確定内訳書(様式6)及び額の確定内訳書(様式6)と対定められている。

この点について事務局職員をして実施機関に更に確認させたところ、平成27年度分の補助金交付に係る事務処理においては、補助金交付要綱16条の規定に額の確定内訳書(様式6-2)の記載がないことから、その作成が必要であるとの認識がなかったものと推測され、これは本件事業の開始年度である平成26年度分においても同様であったとの説明があった。また、平成26年度及び平成27年度の本件事業において、額の確定内訳書(様式6-2)を作成しなかったことによる事務上の支障は生じなかったところであるが、平成28年度分の事務処理からは、様式として定められている額の確定内訳書(様式6-2)についても作成することとし、現在に至っているとの説明があった。

審査会が検討するに、実施機関は、額の確定内訳書(様式6-2)の作成について補助金交付要綱16条には記載されておらず、一方、様式としては存在するが、平成27年度分以前の事務処理においてはその作成が必要であるとの認識がなかったことから作成していなかったこと、開示請求時及び審査請求時に本件事業に係る平成27年度分の文書を探索したが、額の確定通知書(様式6)は存在したものの、額の確定内訳書(様式6-2)は存在しなかったことを説明しており、これを踏まえると、平成27年度分の補助金の額の確定内訳書(様式6-2)は現

に存在しないと判断せざるを得ない。

そこで、区市町村に交付した平成27年度分の補助金の額の内訳が分かる文書について、審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、平成27年度分の補助金については区市町村からの実績報告の額をもって交付額を確定しており、実績報告の際に提出を受けた実績報告内訳書(様式5-2)の内容が、交付した補助金の額の内訳に相当する情報であるとの説明があった。審査会が関係文書を入手して見分したところ、起案文書において、実績報告書の内容について審査した結果適正と認められるため交付額を確定する旨の記載があり、また、交付対象の区市町村ごとの実績報告書(様式5)と額の確定通知書(様式6)の額がそれぞれ一致していることが認められた。

これらのことを勘案して検討するに、本件開示請求の内容を踏まえれば、実施機関が区市町村に交付した補助金の額の確定内訳書(様式6-2)を対象公文書として特定すべきであるが、当該文書が存在しない平成27年度分については、上記の実施機関の説明を踏まえると、交付した補助金の額の内訳に相当する情報が記載された文書として、区市町村から提出を受けた実績報告内訳書(様式5-2)により代替することが適当であると認められることから、実施機関は実績報告内訳書(様式5-2)を対象公文書として特定し、改めて開示、非開示の決定を行うべきである。

## (イ) 本件請求文書2について

実施機関は、本件事業に係る令和2年度分の補助金については、令和3年3月3日に交付申請を受け付け、同年4月19日に額の確定を行ったものであり、本件開示請求がなされた令和2年12月3日においても、本件非開示決定を行った令和3年1月26日においても、本件請求文書2は作成していなかった、また、上記の各時点では、未だ区市町村から実績報告内訳書(様式5-2)の提出も受けていなかったと説明する。

実施機関のこれらの説明に不自然、不合理な点は認められないことから、実施機関が本件請求文書 2 について不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等において種々の主張を行っているが、これらは いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、中村 晶子